

- (5) レクリエーション等
文化・余暇利用活動や運動・娯楽等のレクリエーションに関する生活支援を行います。
毎月レクリエーション活動予定表を作り、施設内に掲示または配布しますので参加・出席等について事前に事務室または担当者にご連絡ください。
- (6) その他の支援サービス
ホームはこの他にも施設において一般的に対応できるいろいろな支援サービスを提供します。

12. 費用及び使用料

- (1) 月払いの管理費、食費等の日常生活上の費用及び共用施設使用料については、別表8「月払い費用及び使用料一覧表」によります。
- (2) 管理費についての取り扱い
管理費は次のものに充当します。
共用施設の維持管理費・事務管理部門の人件費及び事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費、石鹸、トイレットペーパー、有料のゴミ収集に係る費用。
- (3) 光熱水費についての取り扱い
光熱水費は次のものに充当します。
各居室、共同施設の水道光熱費。光熱水費は、入居契約後入居可能日以降に入居していない場合及び30日以上長期不在等の場合においては、30日を過ぎた翌月分から月3,000円減額いたします。
- (4) 食費についての取扱い
入居契約書第14条の規定に基づき提供する食事サービスに係る食費は次のものに充当します。
食材費、食事部門の人件費、設備・備品代（調理具・食器等）。
朝、昼、夜それぞれの単価は「重要事項説明書」の金額のとおりです。
前日10:00までに欠食の届けをした場合は、喫食実績に基づき精算します。
日常以外の特別食（医師の指示による治療食を含む）等は、その都度、その内容により相談させていただきます。
- (5) 入居者等が居室で使用する、携帯、テレビに関するNHK、及び有料放送の使用料は、これを供給する事業者の料金規定及び支払方法によります。
また、これらの料金の変更は、それぞれの公共料金の変更に従うものとします。
- (6) おむつ代は、別途実費にてご負担いただきます。
- (7) 利用料その他入居者が負担する費用を受領した場合は、帳簿に記録して2年間保存します。
- (8) 費用の改定
入居契約書第28条の規定に基づき、ホームが所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案の上、運営懇談会の意見を聴いて改定します。
- (9) 支払方法
入居契約書第23条から第26条までに規定する費用及び使用料の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を付し毎月分を翌月15日までに請求します。ホームはこれに基づき原則としてその金額を徴収します。
入居者は、ホームの指定する銀行口座に振り込むか、直接ホームに持参する方法で、毎月25日までに前月分をお支払いいただきます。

13. 禁止及び制限される行為等

入居契約書第20条の規定により、禁止事項（同条1項）とホームの承諾事項（同条2項）を定めております。該当項目につきまして、ホームは、この定めに従い、対応することといたします。

14. 修繕

入居契約書第21条3項で定める軽微な修繕については、別表9「修繕項目と費用負担」によります。また、入居者の希望により同契約書第20条2項四号に規定する居室の造作・模様替え等を行う場合も、両者協議の上行うものとします。承諾願いをご提出ください。